

令和3年度（2021年度）第1次定期監査（4月実施分）結果に係る注意事項の公表

令和3年（2021年）4月20日から4月28日までの間に実施した定期監査における注意事項は次のとおりです。

注意事項とは、監査結果のうち指摘事項には至らないが、早期の是正措置を促す必要があるものです。

令和3年（2021年）8月6日

熊本県監査委員事務局

① 行政

なし

② 収入

| 事項     | 内容                                   | 課題数 |
|--------|--------------------------------------|-----|
| 使用料の算定 | 使用料について、算定を誤った納入通知書を発行している。          | 1   |
| 未収金対策  | 徴収努力はなされているものの、未収金額が前年度末と比較して増加している。 | 1   |

③ 支出

| 事項        | 内容   | 課題数 |
|-----------|--|-----|
| 委託契約の事務処理 | 同一の機関において、仕様書に記載した業務について、受託者が提出した業務報告書で履行が確認できないもの、作業工程表を提出していないものなど複数の事務処理の不備がある。 | 1   |

④ 物品

| 事項    | 内容                  | 課題数 |
|-------|---------------------|-----|
| 物品の管理 | 備品として管理する物品を亡失している。 | 1   |

⑤ 財産

なし